

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 5年10月1日 至 令和 6年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 山崎整形外科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市光町8番12号
- (3) 設立認可年月日 平成28年2月25日
- (4) 設立登記年月日 平成28年3月14日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	山崎 浩二郎	
理 事	山崎 甫文	
同	山崎 光子	
監 事	山崎 大輔	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人山崎 整形外科医院	4210167757	長崎県長崎市光町8 番12号	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年11月24日 第8期決算報告書の承認に関する件
令和6年 9月30日 理事・監事の選任、就任の承認

様式 3 - 3

法人名 医療法人 山崎整形外科医院
所在地 長崎県長崎市光町 8 番 1 2 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 9 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	101,983	I 流 動 負 債	4,519
II 固 定 資 産	63,854	II 固 定 負 債	10,960
1 有 形 固 定 資 産	4,318	負 債 合 計	15,479
2 無 形 固 定 資 産	1	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	59,535	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	0
		II 利 益 剰 余 金	143,358
		1 代 替 基 金	
		2 その他利益剰余金	143,358
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		IV 基 金	7,000
		純 資 産 合 計	150,358
資 産 合 計	165,837	負 債 ・ 純 資 産 合 計	165,837

法人名 医療法人 山崎整形外科医院
所在地 長崎県長崎市光町 8 番 1 2 号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 1 0 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	89,365
2 事業費用	67,212
本来業務事業利益	22,153
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	22,153
II 事業外収益	2,290
III 事業外費用	0
経常利益	24,443
IV 特別利益	0
V 特別損失	205
税引前当期純利益	24,238
法人税等	5,488
当期純利益	18,750

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 山崎整形外科医院
所在地 長崎県長崎市光町 8 番 1 2 号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 6 年 9 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額 165,837 千円
2. 負 債 額 15,479 千円
3. 純 資 産 額 150,358 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	101,983
B 固 定 資 産	63,854
C 資 産 合 計 (A + B)	165,837
E 負 債 合 計	15,479
F 純 資 産 (D - E)	150,358

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 山崎整形外科医院
理事長 山崎 浩二郎 殿

私は、医療法人山崎整形外科医院の令和5会計年度（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年11月21日

医療法人 山崎整形外科医院

監 事 山崎 大輔